

指定管理者評価判定結果報告書

令和7年 7月 3日

高 浜 市 長 殿

高浜市心身障害児福祉施設みどり学園
指定管理者選定評価委員会

委員長 亀山洋光



令和6年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1 施設の名 称	高浜市心身障害児福祉施設みどり学園			
2 指定管理者の名 称	社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会			
3 指定期間	令和6年 4 月 1 日 ~ 令和11年 3 月31日			
4 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	(1) みどり学園の維持管理に関する業務 (2) 小学校就学前の心身の発達に遅れのある児童をその保護者とともに集団療育することにより、児童の社会生活適応能力及び基本的生活習慣の自立促進並びに保護者の家庭における療育方法の習得を図るための業務 (3) 心身に障害を有する児童の福祉の増進を図るため、市長が必要と認める業務 (4) 費用の収納に関する業務			
5 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	20点	16点	80.0%	A (優良)
② 施設設備の維持管理に関する事項	20点	20点	100.0%	A (優良)
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	60点	56点	93.3%	A (優良)
6 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	92点	92.0%	A (優良)
7 評価結果についての講評 (委員)				
<ul style="list-style-type: none"> 施設も綺麗になっており、子どもたちのことを考えた環境になっている。また先生たちの雰囲気も柔らかく、相談しやすい雰囲気となっている。 限られた空間を最大限活用し療育が行われており、整理整頓もされているが、職員の適切な配置への努力をお願いしたい。 就園先や児発への見学同行も行っており、地域につなげる支援が提供されていることがとてもよいと感じた。 苦情件数0件ということで、引き続き苦情のないよう保護者とのコミュニケーションに力を入れていただきたい。 				